

## 物価高騰対策として国の交付金を活用した支援策の一部を先行実施

物価高騰対策として国の重点支援地方交付金などを活用した支援策のうち、子育て世帯及び生活困窮世帯に対する支援を、本日、専決処分により予算措置し、他の支援策に先行して実施します。

### 【本件のポイント】

- 物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金などを活用した支援策のうち、子育て世帯及び生活困窮世帯に対する支援を先行して実施

### 【本件の概要】

#### 1 物価高対応子育て応援手当（予算額 246,396 千円）

長期化する物価高騰の影響を、特に強く受けている子育て世帯を支援するため、児童手当を受ける保護者に対し対象児童1人当たり2万円を支給

##### (1) 対象児童

ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給対象児童

イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

##### (2) 申請が必要な方

原則不要ですが、次の方は申請が必要になります。

ア 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

イ 所属庁から児童手当を受給している公務員

ウ 令和7年10月1日以降に離婚（協議中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

#### 2 生活困窮世帯食料品購入費助成金（予算額 37,500 千円）

長期化する物価高騰の影響を、特に強く受けている生活困窮世帯の食料品の購入に係る負担を軽減するため、住民税非課税世帯等に対し生活困窮世帯灯油購入費助成金（1世帯当たり5千円）に加え、1世帯当たり5千円を助成（同時に1万円を助成）

##### (1) 対象世帯

ア 令和7年度住民税非課税世帯

※令和7年度住民税が課税されている者の扶養親族のみの世帯は対象外です。

イ 生活保護世帯

(2) 申請が必要な方

原則不要ですが、令和7年度住民税非課税世帯のうち、次の世帯は申請が必要です。

ア 令和7年1月2日以降に三条市に転入した人がいる世帯

イ 令和7年度の市民税・県民税の申告をしていない人がいる世帯

3 その他

関係予算については、本日付けて専決処分により予算措置しました。